弁護士法第五条第一号の機関を定める政令（暫定版）

（昭和五十九年六月二十七日政令第二百二十一号）

内閣は、弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第五条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

弁護士法第五条第一号の政令で定める機関は、法務総合研究所とする。

附　則

この政令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附　則　〔平成十六年二月四日政令第十五号〕〔抄〕

（施行期日）

第一条　この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附　則　〔平成十六年三月三十一日政令第九十二号〕

この政令は、平成十六年四月一日から施行する。